

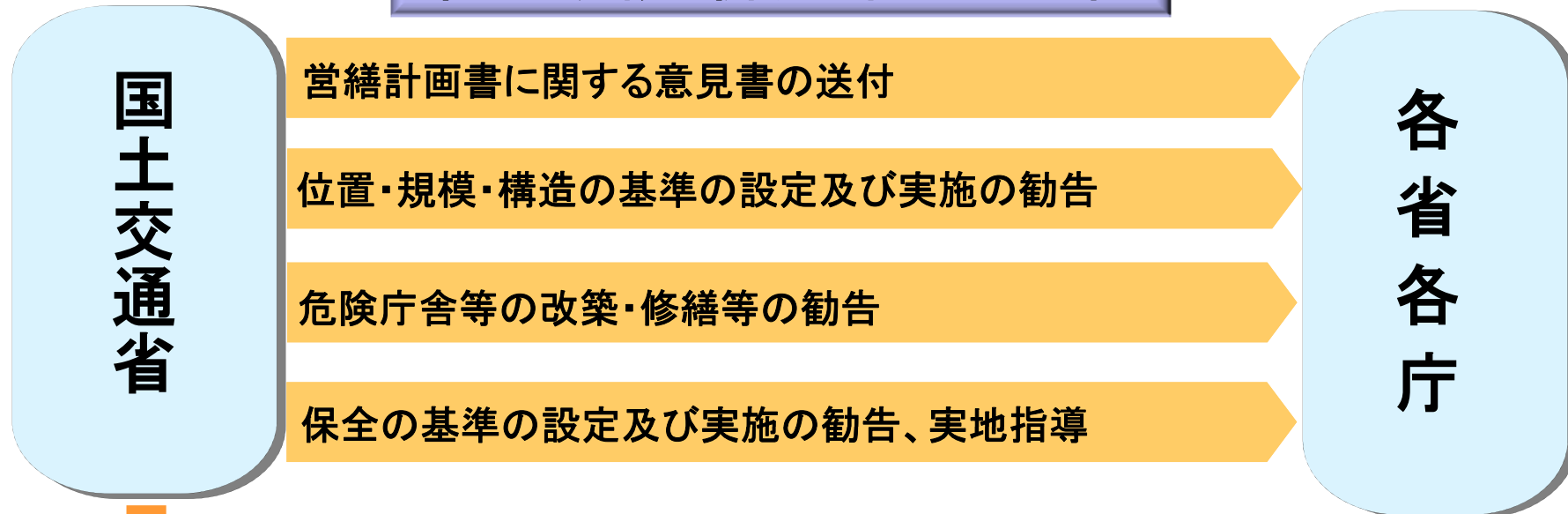
最近の官庁営繕行政における主要施策について

国土交通省 大臣官房官庁営繕部
平成22年8月

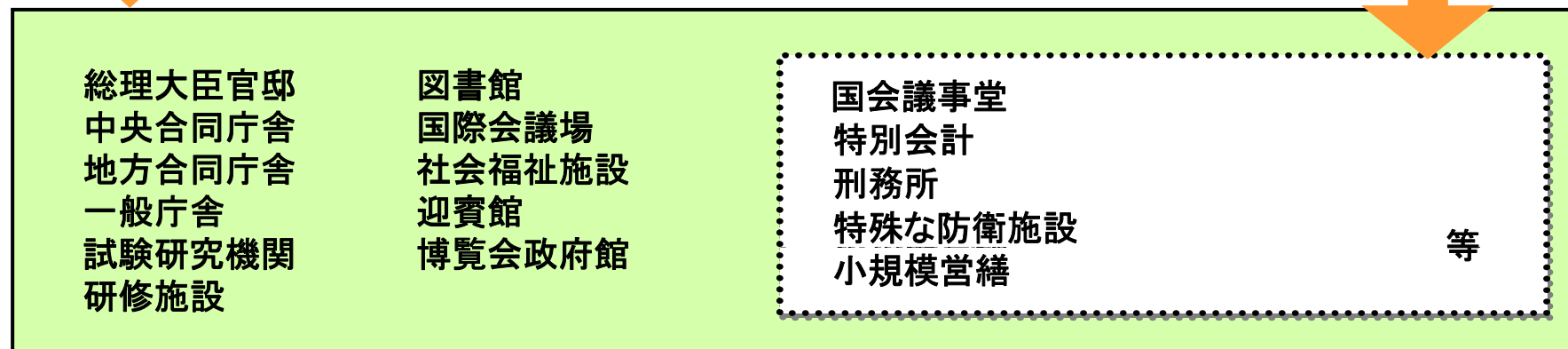
目次

1. 官庁営繕の役割	1
2. 最近の官庁営繕行政における主要施策	
(1) 防災拠点となる官庁施設の整備	2
(2) 官庁施設ストックの有効活用	4
(3) 公共建築物等における木材利用促進法	5
(4) 環境負荷低減への取組	7
3. 霞が関一団地における事業概要	8

官公庁施設に関する指導及び監督



国家機関の建築物の整備



(1)防災拠点となる官庁施設の整備①

- ・建築物の耐震化対策は、政府全体の緊急の課題。
- ・このため公共建築物については、耐震改修促進法に基づく告示(平成18年)等により、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化に取り組むこととされている。
- ・官庁施設については、災害応急対策活動の拠点施設となることや来訪者等の安全確保の観点から、H18～27年度の10年間で、耐震化率9割の達成を目標。
- ・耐震化対策の実施にあたっては、大規模地震発生時に官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、構造体のみならず、設備、非構造も含めた建築物全体としての総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設等の整備を実施。

耐震基準を満たす施設の割合 (面積率)			
H21年度末	78%		H27年度末 目標 90%

神戸第2地方合同庁舎の事例



内部の被災状況

災害時の応急対策活動の拠点となる司令塔施設の**耐震性の確保が必要**



柱が破断する等構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した

○ 耐震改修のイメージ



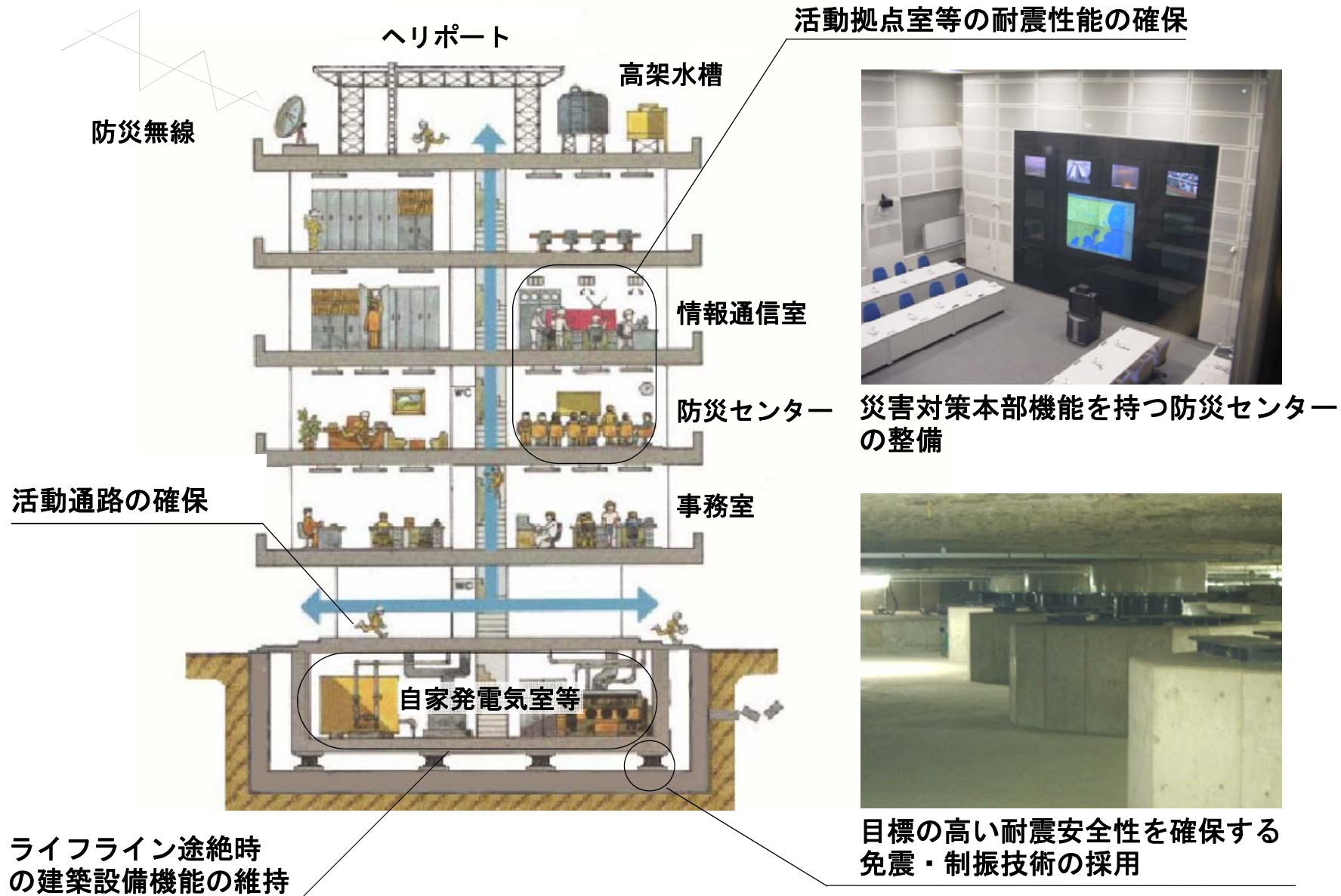
壁厚増打

耐震ブレース増設



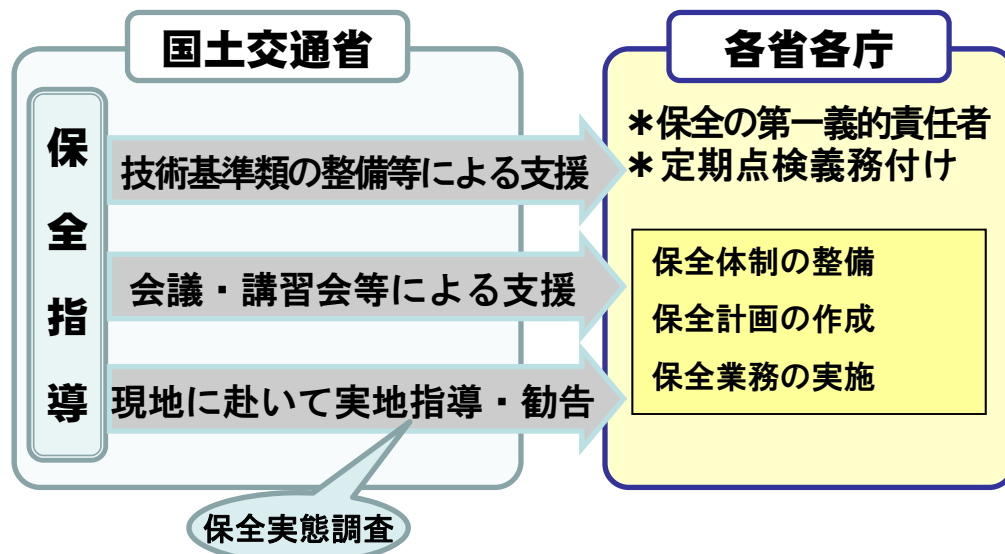
(1)防災拠点となる官庁施設の整備②

○ 防災拠点となる官庁施設のイメージ

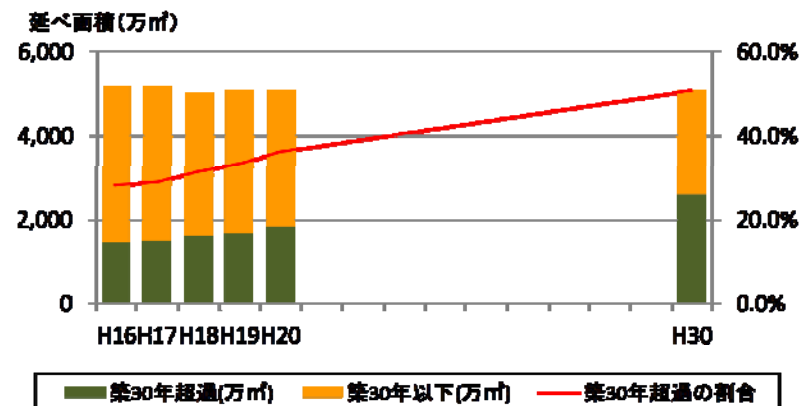


(2)官庁施設ストックの有効活用

保全業務における国土交通省の役割



官庁施設ストックの状況



国家機関の建築物における総延べ床面積
= 約4,900万㎡ 総施設数 = 約16,800施設

現在、築後30年を経過した官庁施設が約1/3を占めており、10年後には約5割に達する見込み。

各省各庁の施設管理者による適切な保全の実施と計画的な改修・修繕が重要。

保全指導の充実

外壁等の劣化が著しく進行したり、設備機器等の機能停止状態になる前に予防保全が必要。

設備機器等の劣化進行メカニズムを踏まえ、適切な補修時期を予測する手法の調査を行う。

外壁モルタルの落下



〔外壁落下による人身事故のおそれがあり、外壁改修が必要〕

エレベーター着床時の段差



〔人身事故のおそれがあり、エレベーター設備の修繕が必要〕

(3) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律①

1. 目的(第1条)

木材の利用の促進に資する施策を総合的に行うことにより、林業の健全な発展及び森林の適正な整備につながることを目的

* 公共建築物＝国・地方公共団体が整備する庁舎、学校その他の公共の用又は公用に供する建築物
(公共建築物に準ずる建築物を含む。)

* 木材の利用＝構造体、内装等への木材の使用(木製品の使用を含む。)

2. 国の責務(第3条)等

- 自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努力
- 木材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努力
- 建築基準法等の規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずる

3. 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(第7条～第9条)

- 農林水産大臣及び国土交通大臣が策定
- 基本方針で定める事項

- ・ **国が整備する公共建築物における木材の利用の目標**
- ・ 各省各庁の長が定める公共建築物における木材利用促進の計画に関する基本的事項
- ・ 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項 等

比較的木造化が容易な低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る旨規定する予定

- 毎年1回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表

↓

国の基本方針に即した都道府県及び市町村における方針の策定(任意)

4. 公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制の整備(第10条～第16条)

木材製造高度化計画の認定 等

5. 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策(第17条～第20条)

住宅、公共施設に係る工作物における木材の利用 等 5

(3) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律②

官庁施設における木材の利用

国土交通省においては、これまでも、庁舎の整備に当たり、内装の木質化を中心に取り組んできたところであるが、今後は、中高層の施設や災害応急対策活動に必要な施設など木造化が困難な施設を除き、低層の施設については、原則としてすべて木造化を図る。①

□ 内装に木材を利用した施設の事例



▲ 高松サンポート合同庁舎
エントランス



▲ 長野地方法務局上田支局
エントランス



▲ 旭川地方合同庁舎
会議室

□ 構造体に木材を利用した施設の事例



▲ 剣山自然情報センター



構造体に木材を利用した施設（平成16～20年度）

完成年度	省庁名	施設名	延面積 [㎡]	階数 [階]
H16	文部科学省	国立南蔵王青少年野営場(倉庫)	37	1
H16	経済産業省	日本国際博覧会長久手日本館	5,999	2
H17	環境省	佐潟鳥獣保護区観察舎	77	2
H17	環境省	京都御苑旧閑院宮邸跡(インフォメーションセンター等)	888	1
H17	環境省	剣山自然情報センター <写真>	109	1
H19	警察庁	富山県警察学校(犯罪模擬家屋)	67	2
H20	警察庁	広島県警察学校(犯罪模擬家屋)	64	2

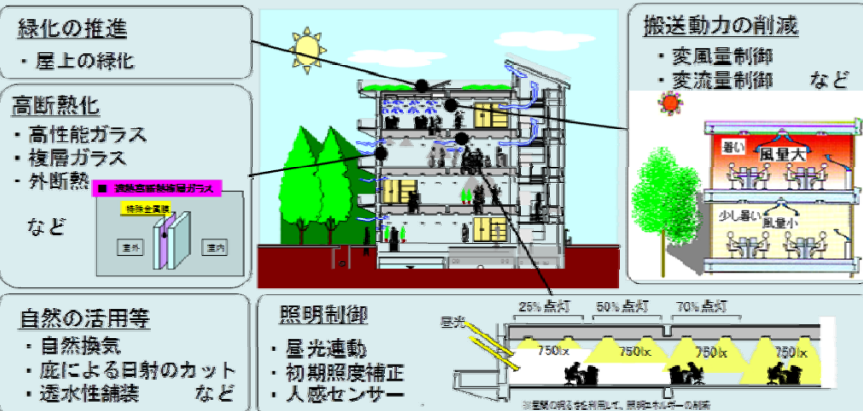
(4)環境負荷低減への取組

官庁施設のライフサイクルを通じた環境負荷低減

官庁施設の計画→設計→建設→運用→廃棄を通して**環境負荷の低減に配慮**

新築(建替え等)

環境技術の積極的な採用



改修(老朽更新時)

環境負荷低減効果の高い機器等を導入

(導入例) 照明の高効率化

照明器具を高効率なHf形照明器具に更新。併せて制御システム(昼光連動制御※図1、在/不在制御等※図2)を導入し照明エネルギーを削減。

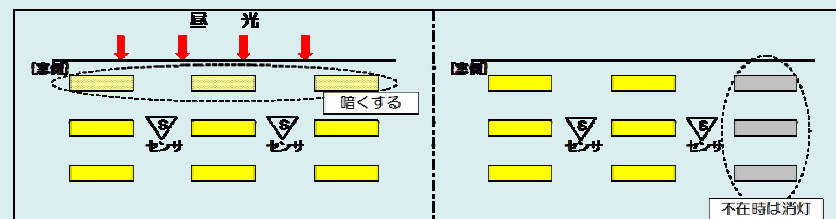


図1 昼光連動制御

図2 在/不在制御

■照明の高効率化の効果確認

(1,200㎡事務庁舎事例)

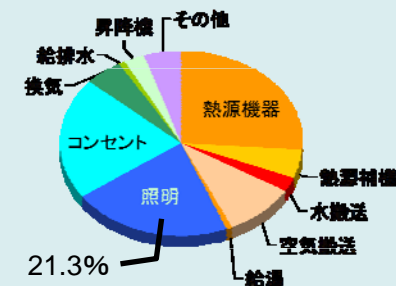
・照明の電気消費量の比較

改修前 103.3kWh/日

改修後 78.4kWh/日

・庁舎全体のエネルギー消費量削減率

本事例では、**約5%削減**



再生可能エネルギーの導入

震が関地区の庁舎に
設置された太陽光発電設備

合計 **約650kW**

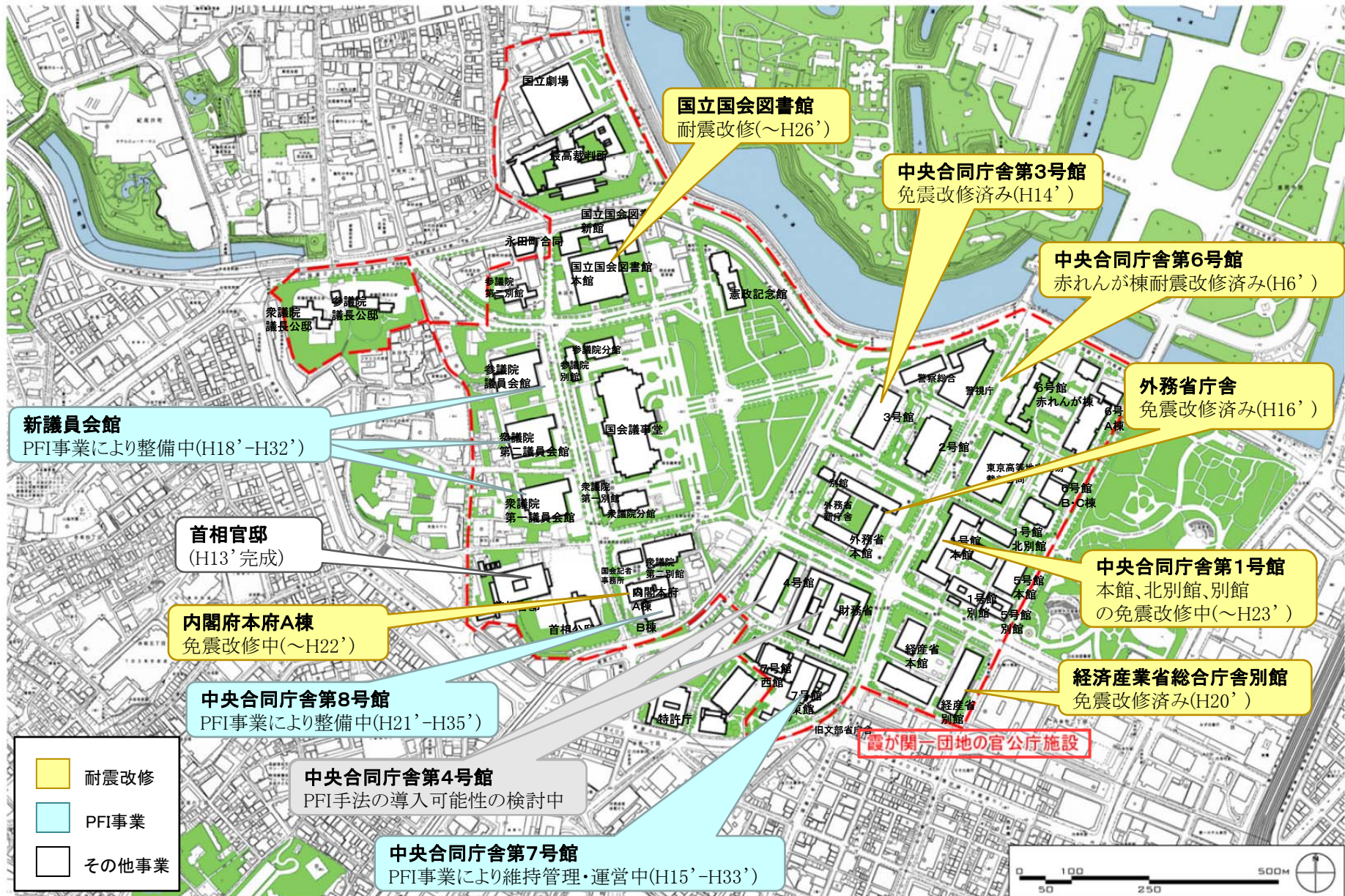


【太陽光発電パネル】

➡ 一般家庭約160軒分に相当

(※一般家庭年間使用量を4,000kWhと仮定)

霞が関一団地における事業概要①



霞が関一団地における事業概要②

■ 中央合同庁舎第8号館整備等事業(PFI)

中央合同庁舎第8号館整備等事業は、合同庁舎の整備と内閣府庁舎の有効活用を一体的に行い、内閣官房、内閣府の分散機能の集約を図るとともに、効率的な維持管理・運営を図ることを目的としている。



○入居予定官署 内閣官房、内閣府、総務省公害等調整委員会

○事業者 8号館PFI(株)

○事業方式及び事業内容

事業方式 BT0方式(サービス購入型)

事業内容 新庁舎の施設整備、維持管理及び運営

内閣府庁舎B棟の解体撤去

内閣府庁舎A棟の内部改修(既存遡及部分)、

維持管理及び運営等

事業期間 平成22年2月17日から平成36年3月31日まで(約14年間)

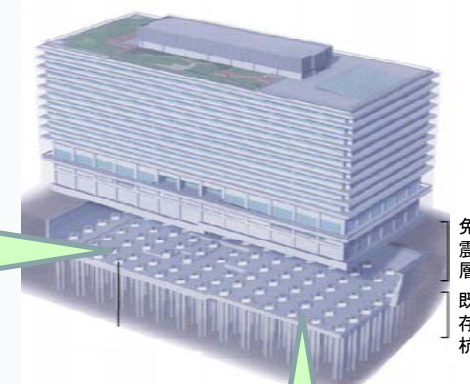
〔図は国道246号線(敷地西側)からの外観イメージ図(左:内閣府庁舎A棟、右:新庁舎)〕
 ※本図は、参考資料として提出されたものであり、実際の建築とは異なる場合がある。〕

■ 耐震改修事業

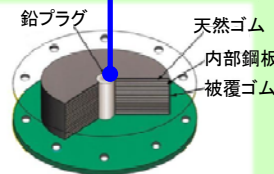
災害応急対策活動の拠点施設としての機能の確保や来訪者等の安全確保の観点から、既存官庁施設の有効利用を図りつつ、耐震化を推進している。

免震改修の例(中央合同庁舎第3号館)

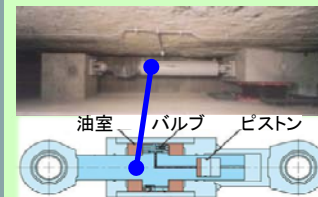
建築面積 5,878㎡
 延べ面積 69,974㎡
 構造・規模 SRC造
 地上11階 地下2階



【アイソレーター】
 上部構造の荷重を支え、地震時に揺れを緩やかな動きに変える



【オイルダンパー】
 地震エネルギーを吸収するとともに揺れを減衰させる



- 中央合同庁舎1号館(本館、北別館、別館) 免震改修中(H18~H23)
- 中央合同庁舎3号館 免震改修済み(H14)
- 中央合同庁舎6号館赤れんが棟 耐震改修済み(H6)
- 内閣府本府A棟 免震改修中(H19~H22)
- 外務省庁舎 免震改修済み(H16)
- 国立国会図書館 耐震改修中(H21~H25)